

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和5年度特定公募型研究開発業務
（ムーンショット型研究開発）に関する
報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和5年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

文 部 科 学 大 臣

令和5年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、ムーンショット目標の達成に向けた推進体制を拡充するため、追加のプロジェクトマネージャー（PM）及び課題推進者の公募・採択を実施するとともに、プロジェクト計画書の精査・調整を行うなどの支援を行った。また、産業界、研究者、関係府省等で構成する戦略推進会議への進捗報告、プログラムディレクター（PD）によるポートフォリオの再編や年次評価・自己評価を行い、各目標の達成に向けた研究開発の支援を実施した。
2. 加えて、令和5年度補正予算による追加造成に基づき、令和5年12月に決定されたムーンショット目標10について、新たな研究分野に取り組むための情報収集や体制整備等を速やかに実施し、PDの任命及び公募に向けたPD方針を策定するとともに、PMの公募を開始した。
3. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。